第十五条第三項の改正規定中「第三項本文」に改め」の下に「、「経済産業大臣に関する規定」の下に「（法第三十五条の三の二十一第二項及び第三項並びに第三十五条の三の三十二第三項及び第四項の規定を除く。）」を加え」、同条第一項の改正規定中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に二項を加える改正規定中「第三十五条の三の二十一」を「第三十五条の三の二十一第一項」に、「第四十条第二項及び第六項」を「第四十条第三項及び第九項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条を第三十二条とする改正規定中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第十四条第三項の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十四条第五項及び第四項の改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定及び同条に二項を加える改正規定を次のように改める。

第十四条第七項中「第四十条第四項」を「第四十条第六項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四十条第三項」を「第四十条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四十条第三項」を「第四十条第五項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況

二　法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項

三　当該個別信用購入あつせん業者が受ける個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項

四　法第三十五条の三の十第四項又は第三十五条の三の十一第六項の規定による通知に関する事項

五　法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況

六　特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の公表に関する事項

七　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する体制の整備の状況（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

八　資産及び負債に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

九　兼営事業に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

6　法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、法第三十条の五の二に規定する措置の実施状況とする。

7　法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況

二　法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項

三　当該個別信用購入あつせん業者が行う個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項

四　法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況

第十四条に次の二項を加える。

11　法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の十六第一項又は第三項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況

二　法第三十五条の十六第四項に規定する指導その他の措置の実施状況

12　法第四十条第八項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。

第十四条を第三十条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に、「第四十条第六項」を「第四十条第九項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第十三条の十を第三十条とする。

第十三条の八を第二十三条とし、同条の次に四条を加える改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

附則第一条中「次条」の下に「及び附則第三条」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則第二条中「割賦販売法（以下この条」の下に「及び次条」を加える。

附則第六条を附則第七条とし、附則第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

（新法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のための消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）

第三条　改正法附則第五条第二十九項の規定による新法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のための諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

一　経済産業大臣　消費経済審議会

二　内閣総理大臣　消費者委員会

三　消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）第十条の規定による改正後の割賦販売法第四十六条第五号の当該商品の流通を所管する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣　消費経済審議会

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「金融庁」を「消費者庁」に改める。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第三十条　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十四号を第二十五号とし、第四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　消費者庁

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三十一条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「金融庁」の下に「、消費者庁」を加える。